

1 適用範囲

本資料は、以下に示す ICT による舗装工（修繕工）（以下「舗装工（修繕工）（ICT）」という。）のうち、ICT 路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。

- ・ 切削オーバーレイ工
- ・ 路面切削工

1-1 適用できる範囲

- (1) アスファルト混合物が購入方式の場合
- (2) 施工箇所が車道・路肩部の場合
- (3) 切削作業がストレートアスファルト、改質アスファルトの場合

1-2 適用できない範囲

- (1) アスファルト混合物がプラント方式の場合
- (2) 複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合
- (3) 施工箇所が歩道部の場合
- (4) 排水性舗装（ポーラスアスファルト、粒度アスファルト）の切削、又は特殊結合材（エポキシ樹脂）および特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装の切削の場合
- (5) 排水性舗装の舗設、または橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合
- (6) シックリフト工法、Q R P 工法等特殊な工法の場合
- (7) 路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合
- (8) 平均切削深さが 12cm を超えるもの

2 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（修繕工）（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

ICT 建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削機	ホイール式・廃材積込装置付・ 排出ガス対策型（2014 年規制） 切削幅 2.0m×深さ 23cm	損料にて計上	ICT 建設機械経費 加算額は別途計上

2-2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- (1) 舗装工（修繕工）（ICT）
対象建設機械：路面切削機
損料加算額：20,000 円／日

2-3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 システム初期費

ICT 建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT 建設機械精度確認等、ICT 建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用および賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 舗装工（修繕工）（ICT）

対象建設機械：路面切削機

費用：548,000 円／式

※ 1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で ICT 建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）（ICT）における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理および TS 等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在する ICT 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編 第2章 工事費の積算」および「第I編 第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6 土木工事標準積算基準書に対する補正

6-1 単価表の補正（切削オーバーレイ工）

積算基準の「9. 単価表（2）機械運転単価表」にて建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 (切削オーバーレイ工)		日	100/D	7cm以下 一層舗設 機械損料数量 1.28
				7cmを超え12cm以下 一層舗設 機械損料数量 1.28
				7cmを超え12cm以下 二層舗設 機械損料数量 1.28

(注) D : 日当り施工量 (m²/日)

6-2 単価表の補正（路面切削工）

建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額 (路面切削工)		日	100/D	6cm以下 機械損料数量 1.56
				6cmを超え12cm以下 機械損料数量 1.38

(注) D : 日当り施工量 (m²/日)

7 諸雑費

舗装工（修繕工）（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含めない。